

平成 22 年 5 月 13 日

図書館等との相互利用に関する申合せ等に関する要項の制定について

平成 22 年 4 月 13 日付で一橋大学附属図書館利用細則が改正されたことに伴ない、別紙のとおり「図書館等との相互利用に関する申合せ等に関する要項」を制定する。

制定理由：上記改正では、運用方針等については従来と変更しないこと附属図書館委員会で確認し、本要項を制定することを前提に条文上の技術的な整理を行った。ついでには、従来運用方針を明確にするため、本要項を制定する。

平成 29 年 10 月 16 日

図書館等との相互利用に関する申合せ等に関する要項の改正について

平成 29 年度第 3 回附属図書館委員会で審議の結果、別紙のとおり「図書館等との相互利用に関する申合せ等に関する要項」を改正する。

改正 平成 29 年 10 月 16 日

図書館等との相互利用に関する申合せ等に関する要項

1 一橋大学附属図書館利用細則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 180 号）第 14 条 4 項一号に掲げる「図書館等との相互利用に関する申合せ等に基づき、現物貸借を許可する機関」とは、個別に協定を締結した機関のほか、次の機関とする。

(1) NII 相殺サービス参加機関

2 一橋大学附属図書館利用細則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 180 号）第 15 条 3 項に掲げる「その期間」とは、発送日及び返却日を含めて 21 日以内とする。

以上